

「輸出促進コーディネーター業務委託」に係る審査要領

1 目的

この要領は、「輸出促進コーディネーター業務委託」に関し、公正かつ適正な審査を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査項目・配点

審査項目	配点
・各対象国・地域での業務実績、ネットワークの充実度	10
・宮崎県産食品の理解や企業、産地等の支援、取扱実績	10
・類似の業務の実績・経験	10
・企画提案内容（新型コロナウイルス感染症に対応した提案を含む）	25
・業務推進に対する積極性	10
・業務内容の理解	5
・業務で求められる専門知識	5
合 計	75

3 評価基準

採点は、下記の基準により、各項目それぞれ5段階で採点を行う。

標準より非常に優れた提案	5
標準より優れた提案	4
標準的な提案	3
標準よりもやや劣る提案	2
標準より劣る提案	1

4 審査方法

- (1) 委員は、各項目について、審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を委託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である45点（満点75点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、委託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である45点（満点75点×6割）以上になったとき、その参加者を委託候補者として決定する。
- (6) 委託候補者との間で、具体的な委託内容に関する協議が整わない場合には、次点の者を委託候補者とするものとする。